

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告人の上告理由第一点について。

本件新手形は旧手形の支払期日を延期する趣旨で、旧手形を回収することなく振出されたいわゆる延期手形であることは原判決の確定するところである。そしてこのような、延期手形は旧手形債務を原因としてその支払のために振出されるものであつて、所持人は新旧両手形上の権利を有するのであるが、ただ旧手形についても新手形の満期まで支払の猶予をみとめたものとしてそれまでは支払を求めることができないという制限があるに過ぎないとして上告人の更改の主張を排斥した原判決の判断は正当であつて（昭和三一年四月二七日第二小法廷判決、民集一〇巻四号四五九頁参照）、かかる場合、所論のように常に旧手形上の権利を新手形に移転せしめる目的で書換がなされたものと解しなければならないものではない。所論引用の判例は、書換により旧手形債務が消滅して旧手形がいわゆる「手残り手形」となつた場合に関するものであつて本件に適切でない。所論はひつきよう原判決の認定に添わない事實を前提として原判決を論難するものであつて、とることができない。

同第二点について。

所論は原審が適法になした証拠の取捨、事實の認定を争うもので、上告適法の理由とならない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 藤 田 八 郎

裁判官 池 田 克  
裁判官 河 村 大 助  
裁判官 奥 野 健 一  
裁判官 山 田 作 之 助